

答 申

第1 香川県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

香川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った、本件審査請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、その存否を明らかにしないで情報公開請求を拒否した決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の公開請求

審査請求人は、令和5年5月21日付けで、香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

○年度に○○学校（以下「本件○学校」という。）校長であった○○校長（以下「元校長」という。）が本件○学校の○○教諭（審査請求人）に対して行った不適切な言動（パワーハラスメント）（以下「パワーハラスメント」という。）について、香川県教育委員会義務教育課が行った調査や検討過程、処分の決定などに関する一切の文書（事実関係、事情聴取記録、弁明、報告書、処分内容、処分理由、調査報告書など）

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して、令和5年5月31日付けで、次の理由により本件処分を行い、審査請求人に通知した。

本件行政文書の存否を答えること自体が、条例第7条第1号本文の非公開情報を公開することになるので、請求対象文書があるともないともいえないが、仮にあるとしても、条例第7条第1号本文に該当し非公開になる文書であるため（条例第10条該当）。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年7月27日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件行政文書の全部又は一部の公開を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求書において主張している理由は、次のとおりである。

- (1) 元校長は、実施機関による聞き取り調査の際に、虚偽の説明をしている可能性が非常に高い。

元校長は本件〇学校校長として〇年間の在職中、職員会や他の会議で、話を盛ったり、話を作ったり、違う内容にすり替えたりすることが度々あった。証拠を提示できる事案で説明すると、〇年〇月〇日に校長室で、私が元校長から個別面談を受けた際に、元校長は、「〇教委と県教委から、厳しい処分が私に下った。」と私に説明している。しかし、私が〇〇教育委員会から聞き取り調査を受けたのは〇年〇月であり、実施機関から聞き取りを受けたのは〇年〇月である。元校長が言うような、〇年〇月〇日の時点で実施機関と〇〇教育委員会から処分が出るはずがない。(この〇年〇月〇日の元校長の発言の録音データと文字起こし書面は、〇年〇月の私に対する実施機関による聞き取り調査にて提出をしている。)元校長に対する実施機関による聞き取り調査の際にも、元校長は虚偽の説明や作り話、すり替えなどを行っている可能性が高いと考えている。自分の名誉を守るためにも、請求している文書を確認し、しかるべき対応をしたいと考えている。

- (2) 実施機関が規定している「パワーハラスメント判断基準」を公開していただきたい。

元校長の多数の不適切な言動は懲戒処分に値すると思っていたが、実施機関の判断は「教育委員会指導」であった。それは、実施機関が規定している「パワーハラスメント判断基準」によるものだと想像している。その判断基準は個人情報ではないことから、非公開理由の条例第7条第1号及び第10条に当たらない。公開をお願いしたい。

- (3) 元校長は、本件〇学校の校長という重責を担った公務員であるにも関わらず、説明責任を果たさぬまま退職したので、私は不利益を被っている。

「〇年〇月に入って実施機関が『教育委員会指導』という判断を行い、すぐに〇〇教育長が元校長に対して指導を行った。」ということを私たちが知ったのは、〇年〇月〇日である。元校長は在職中に、実施機関から「教育委員会指導」という判断を受けたこと、〇〇教育長から指導を受けたこと、数々の不適切な言動をしたことについて、当事者である我々に全く説明していないし、謝罪も一切していない。〇年〇月の時点で私が実施機関の判断や〇〇教育委員会が指導した事実を知っていたら、元校長に直接説明を求めることができたが、それは叶わなかった。元校長は何も説明責任を果たさず、〇年〇月〇日に定年退職をした。我々に説明や謝罪がないまま終わるのは、不合理である。

条例第7条第1号の趣旨及び解釈では、「『必要であると認められる』とは、

非公開とすることにより保護される利益と公開することにより保護される利益とを比較衡量し、後者が優越する場合をいう。」とある。不適切な言動を受けたのは、私だけではない。〇〇教育委員会から聞き取り調査を受けた本件〇学校職員は〇人、実施機関から聞き取り調査を受けた職員は〇人いる。聞き取り調査を受けていない職員の中にも、嫌な思いをした者がいる。元校長は、虚偽の説明をしている可能性が高く、説明責任を全く果たさぬまま退職していることから、反省しているとは思えない。本件行政文書の公開は、保護される利益を優越している場合であると考えている。

第4 実施機関の説明の要旨

弁明書による説明は、次のとおりである。

1 本件処分の内容

令和5年5月21日付けの審査請求人からの本件請求に対し、同月31日付け5教義第〇号で本件処分を行った。なお、本件処分は、条例第10条により、本件行政文書の存否（以下「本件存否情報」という。）を明らかにせずに、本件請求を拒否したものである。

2 本件処分の理由

(1) 本件請求の趣旨について

本件請求は、〇年度及び〇年度において、本件〇学校校長であった元校長及び本件〇学校の教諭である審査請求人を特定した上で、元校長が審査請求人にパワーハラスメントを行ったという事実が存することを前提として、実施機関が保有する当該事実に係る調査、検討過程及び処分の決定等に関する一切の文書の公開を求めたものである。

(2) 非公開決定の理由について

条例第10条では、公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる」と定めている。

この規定は、情報公開制度においては、請求対象となった行政文書の存否を明らかにした上で、公開ないし非公開の決定を行うことを原則とするが、公開請求に係る行政文書の存否自体を明らかにすることによって、条例第7条各号に定める非公開情報の規定により保護しようとしている利益が損なわれるような事情が認められる場合においては、例外的に、存否を明らかにすることなく当該公開請求を拒否することができるというものである。

これを本件請求についてみると、本件請求の趣旨は、(1)において述べたとおりであるため、本件存否情報を明らかにすることは、特定の個人である元

校長に対してパワーハラスメントに関する調査が実施されたか否かや、当該調査を前提とした実施機関における元校長に係る評価等の有無という情報を明らかにすることにほかならず、本件存否情報は、それ自体、特定個人に係る事実及び評価等に関する情報であると認められることから、条例第7条第1号本文に規定する、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他記述等・・・により特定の個人を識別することができるもの」に該当することは明白である。

なお、個人情報で特定の個人を識別することができる情報であったとしても、それが条例第7条第1号ただし書アからエまでに規定する情報である場合については、個人の権利利益を侵害しないと考えられ、非公開にする必要のない情報及び公開する公益上の必要があると認められるため、公開することとされている。

これを本件存否情報についてみると、まず本件存否情報について、これを何人に対しても等しく公開するような法令又は条例の規定や事実上の慣行の存在は認められないことから、本件存否情報は公領域情報とはいえず、ただし書アに該当しない。

次に、本件存否情報は、前述のようにその公開によって個人情報が公開されることとなり、それは元校長のプライバシーに関わるものであって保護の必要性が認められる一方、本件処分時において、人の生命、健康、生活又は財産という法益が、本件存否情報の非公開により現実に侵害され、又は将来において侵害される蓋然性があるとも認められないことから、公益上の公開義務の要件を満たさず、ただし書イに該当しない。

さらに、ただし書ウについては、職務の遂行に係る情報に含まれる公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名については原則として公開する趣旨であるところ、ここにいう「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関又は地方公共団体の機関等の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味するものであり、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報を対象とするものというべきである。

これを本件存否情報についてみると、本件存否情報は、元校長が○学校の校長として担任する職務、すなわち、校務をつかさどり、所属職員を監督するという業務を遂行する場合の当該活動と直接の関連を有する情報ではないというべきであるから、それは元校長の「職務の遂行に係る情報」ということはできない。

したがって、本件存否情報は公務員等情報とはいえず、ただし書ウに該当しない。

最後に、本件存否情報は香川県情報公開条例施行規則（平成12年香川県規則第148号）第3条各号に定めるいずれの情報にも該当しないことは明らかであるから、ただし書エに該当しない。

以上のとおり、本件請求については、本件存否情報自体を明らかにすることによって、条例第7条第1号本文に規定する非公開情報を公開することとなり、かつ、本件存否情報は同号ただし書のいずれにも該当しないことから、条例第10条により本件存否情報を明らかにすることなく非公開としたものであり、その処分に違法又は不当はない。

3 審査請求の理由

審査請求人は、審査請求書において、元校長は実施機関による聞き取り調査の際に虚偽の説明をしている可能性が高い旨主張するが、仮にそのような事情があったとしても、そのことにより本件処分がどのような違法性ないし不当性を帯びることになるのか明らかでない。

また、審査請求人は、元校長は審査請求人を含む複数の本件○学校職員に対して、不適切な言動に係る説明や謝罪を行わず退職したため、審査請求人は不利益を被っており、このことは本件存否情報を非公開とすることにより保護される利益を優越するとも主張する。

この主張についても、本件存否情報を公開することにより保護される利益がどのようなものであるか明らかではないが、この点、審査請求人が元校長から受けたと主張するパワーハラスメントについて、本件行政文書の公開による審査請求人の名誉や尊厳等の回復であると善解したとしても、条例第7条第1号ただし書イにおいて、非公開とすることにより保護される利益の対として比較衡量すべき利益は「公益」なのであり、審査請求人が主張する利益は公益たりえない「私益」であることは明らかであるから、審査請求人の主張は失当である。なお、当該利益が審査請求人に限らず、本件○学校に所属する複数の職員にも及ぶものであるとしても、私益にとどまるというべきであるから結論を左右しない。

したがって、本件存否情報は条例第7条第1号ただし書イに該当せず、本件処分に違法又は不当はない。

4 結語

以上のとおり、審査請求の理由はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

第5 審査会の判断

1 判断における基本的な考え方について

条例は、その第1条にあるように、県民の行政文書の公開を求める権利を具体的に明らかにするとともに、行政文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、県の保有する情報の一層の公開を図り、県政に関し県民に説明する責務が全

うされるようにし、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した県政の発展に寄与することを目的として制定されたものであり、審査に当たっては、これらの趣旨を十分に尊重し、関係条項を解釈し、判断するものである。

2 本件請求について

本件請求に対し、実施機関は、本件存否情報を答えること自体が、条例第7条第1号本文の非公開情報を公開することとなるとして、条例第10条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで、本件請求を拒否する本件処分を行った。そこで、本件処分の妥当性について、以下検討する。

3 本件処分の妥当性について

(1) 存否応答拒否について

条例第10条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる」と規定している。

なお、条例による公開請求は、請求の目的のいかんを問わずいずれの請求権者に対しても等しく認められるものであり、公開請求者が公開請求に係る事案の当事者であるか否かは、条例の非公開情報の公開・非公開の判断に影響を与えるものではない。

審査請求人が本件請求において公開を求める本件行政文書は、第2の1のとおりであり、その記載内容から、本件請求は、元校長及び審査請求人を名指しし、元校長によるパワーハラスメントの有無について実施機関が行った調査、検討過程、処分の決定等に関する一切の文書の公開を求めるものであることが確認できる。

この場合に、本件存否情報を答えることは、元校長に対してパワーハラスメントの有無について調査が実施されたか否か及び当該調査を前提とした実施機関における元校長に係る評価等の有無という情報（以下「本件情報」という。）を明らかにするものであると認められる。

そして、本件情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例第7条第1号本文に該当すると判断される。

したがって、本件存否情報を明らかにすることにより明らかとなる本件情報は、条例第7条第1号本文の情報に当たるから、それが同号ただし書に該当する場合を除き、非公開情報である。

(2) 条例第7条第1号ただし書該当性について

次に、条例第7条第1号ただし書の該当性について検討する。

ア 条例第7条第1号ただし書イ該当性について

審査請求人は、本件行政文書について、非公開とすることにより保護される利益と公開することにより保護される利益とを比較衡量し、後者が優越する場合に当たると主張している。そこで、本件情報が条例第7条第1号ただし書イに該当するかどうか検討する。

同号ただし書イは、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」を例外的に公開するものと規定している。そして、「必要であると認められる」とは、非公開とすることにより保護される利益と公開することにより保護される利益とを比較衡量し、後者が優越する場合をいうと解されている。

これを本件についてみると、本件情報は、元校長の正当な権利利益の保護の必要性に優越して、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることがより必要な情報であるとは認められず、同号ただし書イに該当しないものと判断される。

イ 条例第7条第1号ただし書ウ該当性について

条例第7条第1号ただし書ウは、同号本文に該当する情報であっても、公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名を例外的に公開するものと規定している。ここにいう「職務の遂行に係る情報」とは、当該個人がその担当する職務を遂行する場合に記録された情報をいうが、審査請求人が求めている情報は、元校長がパワーハラスメントを行ったという認識を前提とするものであり、パワーハラスメントを行うことは、元校長が担当した職務遂行の内容に係る情報であるとは認められないから、同号ただし書ウに該当しないものと判断される。

よって、本件情報は、条例第7条第1号の非公開情報に該当すると判断される。

以上のことから、本件行政文書は、その存否を答えるだけで条例第7条第1号の非公開情報を公開することとなるため、実施機関が、条例第10条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで本件請求を拒否した決定は、妥当であると判断される。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書で、「パワーハラスメント判断基準」について公開を求めている。これは、新たな公開請求であって本件処分に対する不服を申し立てたものではないと考えられるため、不適法である。

また、審査請求人は、その他種々の主張をしているが、いずれも当審査会の上

記判断を左右するものではない。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

(略)